

要望事項	浄化槽指針について
要望内容	<p>国の財政健全化、或いは、将来増大してゆく社会保障の財源確保のため、消費税の増税が、国会で議決されたことは記憶に新しいところであります。</p> <p>「会計検査院が18の都道府県にある662の下水処理場を調べたところ、89の処理場で施設が十分に利用されておらず、なかでも56の処理場の施設は、完成後一度も使われていないことが分かり、…（中略）…、こうした余分な施設の建設費は、国の補助金257億円を含め。457億円余りに上るということで、会計検査院は、国土交通省に改善を求める方針」と、先月の26日のNHKニュースで放映されたところです。</p> <p>下水道事業は建設においても維持においても多額の費用を必要とし、また、先の東日本大震災においても、その弱さを露呈したところです。</p> <p>『浄化槽法』には第7条検査と第11条検査とがありますが、第7条検査で不適正とされた浄化槽は、その後の検査のみならず、環境に与える悪影響は、実に大きなものがあります。</p> <p>私ども団体は、毎年研修を行い、維持管理及び清掃技術の向上に努めておりますが、第7条検査で不適正とされた浄化槽は、適正な維持管理及び清掃に困難をもたらすものであります。</p> <p>こうしたことから、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.『全道みな下水道構想アクションプログラム』の改定作業状況をお知らせいただくとともに、アクションプログラムにおける浄化槽の位置づけ強化、並びに、市町村のまちづくり計画における浄化槽の位置づけ強化の指導をお願いします。 2.『浄化槽法』の改正による監督規定の強化に伴い、第7条検査において、不適正の評価を受けた浄化槽の原因を公表されるようお願いいたします。
備 考	